

## 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

### <令和3年度の取組状況>

実施時期	内容
H31.4 ~R4.3	時間外勤務縮減のため、毎週水・金曜日にノー残業デーを実施
H31.4 ~R4.3	出産に伴う休暇・休業の周知のため、案内を庁内LANに掲載
R3.7	勤務時間の管理及び休暇等の電子申請のため、出退勤システムを全庁的に導入
R4.1	不妊治療と仕事の両立を支援するための休暇制度の新設、非常勤職員に対しても同様の休暇制度と出生サポート休暇を新設しより利用しやすい制度に改正
R4.3	女性活躍の推進に資する男女共同参画についての意識の醸成のため、職員を対象に研修を企画（感染症拡大予防のため中止）